

知って得する情報満載

# 「標準引越運送約款」のポイント

スムーズなお引越のために必ずお読みください



JTA 公益社団法人 全日本トラック協会  
http://www.jta.or.jp



## ポイント 2 見積りは無料です

- 見積りは無料。(ただし事前のお客様の了解を得た場合には、下見に要した費用を頂くことがあります) 【第3条4】
- 見積りの際に、内金、手付金などを支払う必要はありません。 【第3条5】



- 荷物を受け取るときに見積書に記載された方法で運賃等をお支払いいただきます。【第19条1】



## ポイント 5 荷造りや作業について

- 見積書の作成の際は、お客様と引越事業者で作業内容、作業分担を確認します。 【第3条2八】
- 事業者が荷造りする場合、お客様が費用を負担します。 【第7条3】



## ポイント 7 引越前と引越後に確認!

- 引越前と引越後に、壁や床にキズがないか、最後に部屋やトラックなどに荷物が残っていないか、運送事業者と確認しましょう。



## ポイント 1 約款について...

- この約款は、一般家庭の引越でトラックを使用しておこなうすべての引越に適用されます。【第1条1】
- \*事務所の移転や、ロールボックスパレット等の容器単位での価格設定となっている単身者向け引越サービス等については、この約款によらない旨を引越事業者が予め告知した場合には適用されません。



## ポイント 3 現金や貴重品などはお引き受けできない場合があります

- お客様で運んでいただきたいもの。【第4条2一】



- お引き受けできない場合があります。【第4条2二〜三】



## ポイント 4 引受できないものや、こわれやすい物は事前に申告してください【第8条】

ポイント③のものや、パソコンなどの電子機器、変質もしくは腐敗しやすいもの等、運送上の特段の注意が必要なものについては、事前に申告をお願いします。



## ポイント 6 解約・延期手数料は...

- 解約・延期手数料は引越荷物の受取日の前々日で見積運賃等(運賃及び料金)の20%以内、前日で同30%以内、当日で同50%以内です。すでに実施・着手した附带サービスに要した費用(見積書に明記したもの)はいただきます。 【第21条】

引越荷物の受取日の

前々日のご連絡	前日のご連絡	当日のご連絡
見積書に記載した見積運賃等の20%以内	見積書に記載した見積運賃等の30%以内	見積書に記載した見積運賃等の50%以内

【第21条2一、二】



## ポイント 8 荷物の破損や紛失については3ヶ月以内にお知らせください

- 事業者の責任は荷物のお引き渡しが終わってから3ヶ月以内にご連絡がない場合、消滅します。 【第25条1】



# 標準引越運送約款

(平成二年運輸告示第五百七十七号)  
最終改正平成三十年一月三十一日国土交通省告示第二百二十七号

- 目次
- 第一章 総則 (第一条・第二条)
- 第二章 見積り (第三条)
- 第三章 運送の引受け (第四条・第五条)
- 第四章 荷物の受取 (第六条・第八条)
- 第五章 荷物の引渡し (第九条・第十四条)
- 第六章 指図 (第十三条・第十四条)
- 第七章 事故 (第十五条・第十七条)
- 第八章 運賃等 (第十八条・第二十一条)
- 第九章 責任 (第二十二條・第二十九条)

## 第一章 総則

**第一条 (適用範囲)** この約款は、一般貨物自動車運送事業により行う引越運送及びこれに附帯する荷造り、不用品の処理等のサービスに適用されます。ただし、事業所等の移転又は本店が提供する定型の容器を用いて定額で行う運送であつてこの約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習により適用されます。

**第二条** 前項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特約の申込みに応じることがあります。

## 第二章 見積り

**第三条 (見積り)** 当店は、引越運送及びこれに附帯するサービスに要する運賃及び料金(以下「運賃等」という。)について、試算(以下「見積り」という。)を行います。

一 見積りを行ったときは、次の事項を記載した見積書を申込者に発行します。

- 一 申込者の氏名又は名称、住所及び電話番号
- 二 荷受人の氏名又は名称、住所及び電話番号
- 三 荷物の受取日時及び引渡日
- 四 発送地及び到達地の地名、地番及び連絡先電話番号
- 五 運賃等の合計額、内訳及び支払方法
- 六 解約手数料の額
- 七 当店の名称、事業許可番号、住所、電話番号、見積り担当者及び問い合わせ窓口電話番号
- 八 荷受人及び荷受人並びに本店が行う作業内容
- 九 その他見積りに関し必要な事項

## 第三章 運送の引受け

**第四条 (引越運送)** 当店は、次の各号の一に該当する場合には、引越運送の引受けを拒絶することがあります。

- 一 運送の申込みがこの約款によらぬものであるとき。
- 二 運送に適する設備がないとき。
- 三 運送に際し申込者から特別の負担を求められたとき。
- 四 運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。
- 五 天災その他やむを得ない事由があるとき。
- 六 荷物が次に掲げるものであるときは、当該荷物の引越運送の引受けを拒絶することがあります。

## 第四章 荷物の受取

**第五条** 当店は、荷造り及び荷物の運送に必要となる引越運送の引受けを拒絶することがあります。

**第六条** 当店は、見積書に記載した受取日時に荷物を受け取りません。

**第七条 (荷造り)** 荷物の性質、重量、容積、運送距離等に依りて、運送に適するように荷造りをしなければなりません。

**第八条 (荷物の種類及び性質の確認)** 当店は、荷物の性質、重量、容積、運送距離等に依りて、運送に適するように荷造りをしなければなりません。

## 第五章 荷物の引渡し

**第九條** 当店は、見積書に記載した引渡日に荷物を引き渡します。また、荷物受取時に、引渡日時を荷受人又は荷受人に対して通知します。

**第十條** 荷受人が見積書に記載した引渡日に不在のおそれある場合には、あらかじめ荷受人に対し、荷受人に代わつて荷物を受け取る者(以下「代理受取人」という。)の氏名及び連絡先の申告を求めます。

**第十一條** 荷受人又は代理受取人(以下「荷受人等」という。)を確認することができないとき、又は荷受人等が荷物の受け取りを拒んだとき、若しくはその他の理由によりこれを受け取ることができないときは、遅滞なく荷受人に対し、相当の期間を定めて荷物の処分につき指図を求めます。

**第十二條** 前項の規定による指図の請求及びその指図に従つて行った処分にかかる費用は荷受人の負担とします。

## 第六章 指図

**第十三條** 荷受人は、本店に対し、荷物の運送の中止、返送、転送その他の処分につき指図をすることができます。

**第十四條** 指図は、運送上の支障が生ずると認めるときには、前条第一項の規定による荷受人の指図に依りて行われなければなりません。

## 第七章 事故

**第十五條** 当店は、荷物の全部の滅失を免見したときは、遅滞なくその旨を荷受人に通知します。

**第十六條** 当店は、荷物の相当部分の滅失又は全部若しくは相当部分の滅失を免見したとき、又は荷物の引渡しが見積書に記載した引渡日より遅延するときは、遅滞なく荷受人に対し、相当の期間を定め荷物の処分につき指図を求めます。

**第十八條** 運賃及び料金並びにその適用方法は、本店が別に定める運賃料金表によります。

**第十九條** 運賃及び料金を支払う方法は、営業所その他の事業所の店頭に掲示します。

**第二十条** 運賃及び料金を支払う方法は、営業所その他の事業所の店頭に掲示します。

**第二十一条** 運賃及び料金を支払う方法は、営業所その他の事業所の店頭に掲示します。

**第二十二条** 運賃及び料金を支払う方法は、営業所その他の事業所の店頭に掲示します。

**第二十三条** 運賃及び料金を支払う方法は、営業所その他の事業所の店頭に掲示します。

**第二十四条** 運賃及び料金を支払う方法は、営業所その他の事業所の店頭に掲示します。

**第二十五条** 運賃及び料金を支払う方法は、営業所その他の事業所の店頭に掲示します。

**第二十六条** 運賃及び料金を支払う方法は、営業所その他の事業所の店頭に掲示します。

**第二十七条** 運賃及び料金を支払う方法は、営業所その他の事業所の店頭に掲示します。

**第二十八条** 運賃及び料金を支払う方法は、営業所その他の事業所の店頭に掲示します。

**第二十九条** 運賃及び料金を支払う方法は、営業所その他の事業所の店頭に掲示します。

## 第八章 運賃等

**第三十条** 運賃及び料金を支払う方法は、営業所その他の事業所の店頭に掲示します。

**第三十一条** 運賃及び料金を支払う方法は、営業所その他の事業所の店頭に掲示します。

**第三十二条** 運賃及び料金を支払う方法は、営業所その他の事業所の店頭に掲示します。

**第三十三条** 運賃及び料金を支払う方法は、営業所その他の事業所の店頭に掲示します。

**第三十四条** 運賃及び料金を支払う方法は、営業所その他の事業所の店頭に掲示します。

**第三十五条** 運賃及び料金を支払う方法は、営業所その他の事業所の店頭に掲示します。

**第三十六条** 運賃及び料金を支払う方法は、営業所その他の事業所の店頭に掲示します。

**第三十七条** 運賃及び料金を支払う方法は、営業所その他の事業所の店頭に掲示します。

**第三十八条** 運賃及び料金を支払う方法は、営業所その他の事業所の店頭に掲示します。

**第三十九条** 運賃及び料金を支払う方法は、営業所その他の事業所の店頭に掲示します。

## 第九章 責任

**第四十条** 運賃及び料金を支払う方法は、営業所その他の事業所の店頭に掲示します。

**第四十一条** 運賃及び料金を支払う方法は、営業所その他の事業所の店頭に掲示します。

**第四十二条** 運賃及び料金を支払う方法は、営業所その他の事業所の店頭に掲示します。

**第四十三条** 運賃及び料金を支払う方法は、営業所その他の事業所の店頭に掲示します。

**第四十四条** 運賃及び料金を支払う方法は、営業所その他の事業所の店頭に掲示します。

**第四十五条** 運賃及び料金を支払う方法は、営業所その他の事業所の店頭に掲示します。

**第四十六条** 運賃及び料金を支払う方法は、営業所その他の事業所の店頭に掲示します。

**第四十七条** 運賃及び料金を支払う方法は、営業所その他の事業所の店頭に掲示します。

**第四十八条** 運賃及び料金を支払う方法は、営業所その他の事業所の店頭に掲示します。

**第四十九条** 運賃及び料金を支払う方法は、営業所その他の事業所の店頭に掲示します。

## 附則

**第一節 (施行期日)**

1 この告示は、平成三十年六月一日から施行する。

**第二節 (経過措置)**

2 この告示の施行前に見積書が発行された引越運送及びこれに附帯するサービスに係る標準引越運送約款、標準貨物自動車利用運送(引越)約款及び標準貨物自動車引越約款については、なお従前の例による。

**第三節 (責任等)**

**第二十一条** 当店は、自己又は使用者その他運送のために使用した者が、荷物の荷造り、受取、引渡し、保管又は運送に關し注意を怠らなかつたことを証明しない限り、荷物その他の滅失、毀損又は遅延につき損害賠償の責任を負い、遅延に賠償します。

**(免責)**

**第二十三条** 当店は、次の事由による荷物の滅失、毀損又は遅延の損害については、損害賠償の責任を負いません。

一 荷物の欠陥、自然の消耗

二 荷物の性質による発火、爆発、むれ、腐敗、変色、及びその他これに類似する事由

三 ストライキ若しくはサボタージ、社会的騒擾その他の事変又は強盗

四 不可抗力による火災

五 予見できない異常な交通障害

六 地震、津波、洪水、暴風雨、地すべり、山崩れその他の天災

七 法令又は公権力の発動による運送の差止め、開封、没収、差押え又は第三者への引渡し

八 荷受人又は荷受人等の故意又は過失

**(引越運送の特則)**

**第二十四条** 第四条第二項各号に掲げる荷物については、本店がその旨を知つて引き取った場合に限り、本店は、当該荷物の滅失、毀損又は遅延につき、損害賠償の責任を負いません。

一 荷物の性質による発火、爆発、むれ、腐敗、変色、及びその他これに類似する事由

二 荷物の性質による発火、爆発、むれ、腐敗、変色、及びその他これに類似する事由

三 荷物の性質による発火、爆発、むれ、腐敗、変色、及びその他これに類似する事由

四 荷物の性質による発火、爆発、むれ、腐敗、変色、及びその他これに類似する事由

五 荷物の性質による発火、爆発、むれ、腐敗、変色、及びその他これに類似する事由

六 荷物の性質による発火、爆発、むれ、腐敗、変色、及びその他これに類似する事由

七 荷物の性質による発火、爆発、むれ、腐敗、変色、及びその他これに類似する事由

八 荷物の性質による発火、爆発、むれ、腐敗、変色、及びその他これに類似する事由

**第二十五条** 荷物の一部が滅失又は毀損に際しては、荷物の責任は、荷物を引き渡した日から三月以内に通知を免れない限り消滅します。

**(損害賠償の額)**

**第二十六条** 当店は、荷物の滅失又は毀損により直接生じた損害を賠償します。

2 当店は、遅延により生じた損害については、次の各号の規定により賠償します。

一 見積書に記載した受取日時に荷物の受取をしなければ、受取遅延により直接生じた財産上の損害を運賃等の合計額の範囲内で賠償します。

二 見積書に記載した引渡日に荷物の引渡しをしなければ、引渡遅延により直接生じた財産上の損害を運賃等の合計額の範囲内で賠償します。

三 第一号及び第二号が同時に生じたとき、受取遅延及び引渡遅延により直接生じた財産上の損害を運賃等の合計額の範囲内で賠償します。

**第二十七条** 前項の規定にかかわらず、本店の故意又は重大な過失により、損害賠償が生じたときは、本店は、その限りに賠償します。

**(時効)**

**第二十八条** 荷物の滅失、毀損又は遅延についての本店の責任は、荷受人等が荷物を受け取った日から一年を経過したときは、時効によつて消滅します。

2 前項の期間は、荷物の全部が滅失した場合においては、見積書に記載した引渡日からこれを起算します。

3 前二項の規定は、本店がその損害を知つて荷受人等に告げなかつた場合には、適用しません。

**(連絡運輸又は他運送機関との責任)**

**第二十九条** 本店が他運送機関と連絡して、又は他の貨物自動車運送事業者が行う運送若しくは他の運送機関を利用して運送を行う場合においても、運送上の責任は、この運送約款により本店が負います。

**(荷受人又は荷受人等の賠償責任)**

**第三十条** 荷受人又は荷受人等は、自らの故意若しくは過失により、又は荷物の性質若しくは欠陥により本店に与えた損害について、損害賠償の責任を負わなければなりません。ただし、荷受人又は荷受人等が過失なくしてその性質若しくは欠陥を知らなかつたときは、又は本店がこれを知らなかつたときは、この限りではありません。